

姫路市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な性のあり方が尊重され、誰もが自分らしい生き方ができる地域社会の実現を目指すため、パートナーシップにある2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (2) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が互いにパートナーであることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓しようとする者のいずれか一方が市内に住所を有していること。
- (3) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと。
- (4) 宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップがないこと。
- (5) 宣誓しようとする者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻が禁止されているものでないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、本市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 戸籍全部事項証明書その他前条第3号に掲げる要件に該当することが確認できる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、宣誓をしようとする者が宣誓書を提出するときに、本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公庁が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 宣誓をしようとする者は、あらかじめパートナーシップの宣誓をする日時及び場所について本市職員と調整するものとする。

（通称の使用）

- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書に氏名に代えて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。
- 2 通称を使用しようとする者は、宣誓書に前条第1項各号に掲げる書類のほか通称が社会生活上通用していることが分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（受領証等の交付）

- 第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓書の提出があった場合において、宣誓書を提出した者が第3条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、本市が加入するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入する地方公共団体（以下「ネットワーク加入自治体」という。）においてパートナーシップの宣誓に係る受領証（以下「ネッ

トワーク加入自治体受領証」という。)の交付を受けている者からパートナーシップ宣誓申告書(様式第3号の2。以下「申告書」という。)及び次に掲げる書類の提出があった場合において、当該者が第3条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、当該者に対し受領証等を交付するものとする。

(1) ネットワーク加入自治体受領証

(2) 住民票の写し(3か月以内に発行されたものであって、ネットワーク加入自治体から本市に転入したことが分かるものに限る。)

3 市長は、前項の規定により受領証等を交付した場合において、申告書を提出した者の同意があるときは、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第3号の3)にネットワーク加入自治体受領証を添えて、当該ネットワーク加入自治体に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、パートナーシップ宣誓証明書(様式第4号)の交付を受けることができる。この場合において、パートナーシップ宣誓証明書の交付に係る手数料は、姫路市手数料徴収条例(平成12年姫路市条例第2号)に定めるところによる。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、次に掲げる事由に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出し、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損に係る再交付については、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書に毀損又は汚損した受領証等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したとき。

(2) 氏名又は通称を変更したとき。

(3) その他特別の事情があると市長が認めたとき。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書又は申告書の記載事項に変更があったときは、速やかにパートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号)に住民票その他の変更の事実が分かる書類を添えて市長に提出するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）に受領証等を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、本市からネットワーク加入自治体に転出した宣誓者であって、当該ネットワーク加入自治体から本市に当該宣誓者についてネットワーク加入自治体受領証を交付した旨の通知があったものについては、この限りでない。

- (1) パートナーシップの関係が解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書又は申告書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

（個人情報の取扱い）

第10条 市長は、この要綱に基づく事務を行うに当たって収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理するものとする。

2 市長は、あらかじめ宣誓者の同意を得たときは、宣誓者に係る個人情報をパートナーシップに係る他の事業に利用することができる。

（周知啓発）

第11条 市長は、市民及び事業者が当該制度の趣旨を十分に理解し、パートナーシップにある2人が社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう、必要な周知啓発に努める。

（自治体間連携ネットワークによる手続き）

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。